

令和5年度主要事業に係る提案活動について

1 概要

国の各省庁が財務省に概算要求を行う時期に合わせ、国会議員（地元選出及び県選出等）、国（本省・地方機関）及び広島県に対し、提案活動を行うもの。

2 提案先及び提案時期

提案先		提案時期
広島県議会議員	井原 修 議員、西本 博之 議員、恵飛須 圭二 議員	6月29日(水)
広島県	県知事、県副知事、県議会議長、危機管理監、総務局、経営戦略審議官、地域政策局、環境県民局、健康福祉局、商工労働局、農林水産局、土木建築局、都市建築技術審議官、病院事業局、教育委員会、警察本部	7月1日(金)
国（地方機関）	国土交通省中国地方整備局 国土交通省中国運輸局 経済産業省中国経済産業局	7月22日(金)
国会議員	衆議院議員 岸田 文雄 議員、斉藤 鉄夫 議員、 新谷 正義 議員、寺田 稔 議員、 小林 史明 議員、石橋 林太郎 議員、 小島 敏文 議員、畦元 将吾 議員、 日下 正喜 議員、空本 誠喜 議員	7月28日(木)
	参議院議員 宮沢 洋一 議員、柳田 稔 議員、 森本 真治 議員、宮口 治子 議員	
国（中央省庁）	内閣府、デジタル庁、総務省、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	

3 提案方法

訪問により実施（新型コロナウイルス感染症の状況に応じて郵送に変更する可能性あり）

4 提案項目

次のとおり

【提案要旨】 子どもに向き合う時間を確保するための人員配置

■ 提案事項

○ 公立学校における子どもに向き合う時間を確保するための人員を配置すること

平成31年1月25日付け「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を受け、服務監督権者である本市教育委員会においても教職員の働き方改革の推進に努めている。

働き方改革を推進しつつ、教員が子どもに向き合う時間を確保するため、小学校英語専科、部活動指導員、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置が必要である。

【提案先: 文部科学省・広島県】

東広島市の現状と課題・取組状況

14 子どもに向き合う時間を確保するための人員配置について

1 小学校英語専科配置状況

	小学校	配置校
令和3年度	1人(県費)	高美が丘小学校
令和4年度	1人(県費)	高美が丘小学校

令和2年度から、小学校では新学習指導要領が完全実施となり、第5・6学年では外国語が、第3・4学年では外国語活動が導入された。これまでの教育課程に新たな内容が加わり、教職員の教材研究等に要する時間が膨らんでいる。

現在、県費職員として1人配置している状況に留まっているが、他の小学校にも配置が必要である。

2 部活動指導員配置状況

	中学校	配置校
令和3年度	4人	向陽中学校・八本松中学校・黒瀬中学校・磯松中学校
令和4年度	8人	向陽中学校・八本松中学校・黒瀬中学校・磯松中学校 計画的に配置予定

令和2年1月17日付けで文部科学省が示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する指針」では、1か月当たりの超過勤務は45時間以内とされている。しかし、部活動を実施している中学校では、達成が厳しい状況にあり、部活動指導員を各中学校へ配置することが、状況の改善に向けて有効な方法と考える。

現在、中学校8校に部活動指導員を配置する予定である。

3 スクールソーシャルワーカー配置状況

	人数	配置校
令和3年度	8人(県費3人・市費5人)	県費…高屋・黒瀬・八本松中学校区(470時間×3人) 市費…5人で2,332時間
令和4年度	10人(県費4人・市費6人)	県費…高屋・黒瀬・八本松・松賀中学校区(550時間×4人) 市費…6人で2,544時間

経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等に対して効果的な支援を行うためには、家庭・地域と学校との連携が重要である。本市においても、要保護・準要保護世帯が増加傾向にあり、令和3年度は1,861人が該当する。

また、不登校児童生徒も増加傾向にあり、令和3年度は308人となっている。

しかし、福祉に関する専門的な知識を十分に身につけていない教職員がこうした状況に対応することは、超過勤務の増大に拍車をかけることにつながる。

現在、四つの中学校区で県費スクールソーシャルワーカーを配置しているが、他の中学校区にも配置が必要である。

【提案項目】

15 GIGAスクール推進のためのICT支援員等の person 費、機器更新費及び通信費の支援について

【提案要旨】ICT支援員等の person 費、機器更新費及び通信費の支援

■提案事項

○ ICT支援員等の person 費支援を継続すること

教員のICTスキル及び指導力を向上させ、一定の水準を維持するためのICT支援員配置(平成30～令和4年度地方財政措置)等について、継続的かつ、活用しやすい財政支援が必要である。

○ 一人一台学習用端末の更新に係る財政支援を実施すること

GIGAスクール構想の前倒しにより、一括整備した学習用端末の更新に対する財政支援(補助金)が必要である。

○ 家庭の通信費支援を実施すること

「家庭学習のための通信機器整備支援事業(令和2年度補助)」で補助対象外経費とされている家庭学習のための通信費に対する財政支援が必要である。

【提案先: 文部科学省】

東広島市の現状と課題・取組状況

15 GIGAスクール推進のためのICT支援員等の person 費、機器更新費及び通信費の支援について

○本市には48校の公立小中学校があり、約1,100人の教員(常勤)が在籍している。「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「児童生徒のICT活用を指導する能力」の項目で、「できる・ややできる」と回答した教員の割合は、全国平均と同等の値(令和2年度調査)となっている。

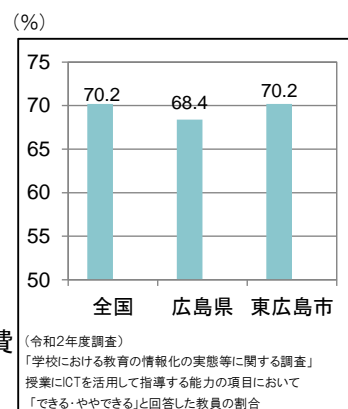
○今後も、教員のICTスキル及びICTを活用した指導力の向上が求められるため、引き続き、ICT支援員の配置が必要である。
なお、「GIGAスクール運営支援センター事業」補助金は、各自治体の導入ソフトや機器等が異なり、「連携型」での実施が難しい上に、ICT支援員配置にかかる person 費を対象としていないため、活用しにくい。

○令和2年度に、一人一台学習用端末17,700台(内予備機率8%)を一括整備したが、児童生徒数の増加や破損等により、令和3年度末現在、予備器率は5%に下がっている。今後、端末の劣化や破損等により使用可能な端末台数が減少すること、及びGIGAスクール構想の前倒しで一括整備した端末の更新が一時期に集中することが想定されるため、機器整備費に対する支援が必要である。

○約16,000人の児童生徒が在学しているが、このうち家庭の通信環境等が整っていない割合は最大で15%程度。現状はモバイルルータ(Wi-Fi)を、必要な家庭(主として就学援助世帯)に貸与しており、その際の通信費は市で負担している。今後、学習用端末の活用が進むにつれ、学校外の場での活用も増えてくることが想定されるため、通信費の支援が必要である。

現状 モバイルルータ(Wi-Fi) 5GB/月

※テレビ会議システムを使ったオンライン授業を実施した場合、6時間程度で上限に到達する。



【提案項目】

16 学校施設の長寿命化に対する財政措置の拡充について

【提案要旨】 学校施設の長寿命化推進に必要な予算確保と支援の拡充

■提案事項

○ 学校施設の長寿命化推進に必要な予算を確保すること

学校施設の老朽化は全国的な問題となっており、全国的に長寿命化改良事業の必要性が高まっていることから、長寿命化改良事業を確実に推進するため、国の当初予算において必要額をしっかりと確保することが必要である。

○ 長寿命化改良事業の推進に向けた財政支援の充実改善を図ること

学校施設における長寿命化改良事業は、計画的かつ確実に推進していく必要があるため、実態に即した建築単価の設定と交付金算定割合の引き上げを行うなど、財政支援の充実改善を図ることが必要である。

【提案先:文部科学省】

東広島市の現状と課題・取組状況

16 学校施設の長寿命化に対する財政措置の拡充について

○本市の学校施設の長寿命化改良事業計画における今後10年間の事業費見込

(設計及び仮設校舎建設に要する事業費は含まれていない)

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
12.4億	24.0億	18.8億	22.9億	20.1億	24.4億	20.9億	19.8億	24.5億	24.0億	211.8億

○本市における長寿命化改良工事に要する予算単価と交付金の比較

本市の長寿命化改良工事の工事単価	学校施設環境改善交付金の算定用工事単価	
小中学校を長寿命化改良する場合の 本市の予算単価 (鉄筋コンクリート造の場合)	①建築単価×加算単価(2.5%)	230,800円/㎡
	②改修比率	66%
	③交付金算定割合	1/3
	26万円/㎡ ④(①×②×③)	50,776円/㎡

本市の予算単価約26万円/㎡に対し、当該交付金の算定用工事単価は約5万円/㎡となっており、本市の財政負担が非常に大きいことから、実態に即した建築単価の設定と交付金算定割合の引き上げ(1/3⇒1/2)が必要である。

○市の実質負担分の比較(4,000㎡の長寿命化改良工事を行った場合) ※借入利率除く

	現行の財政支援制度		本市要望の財政支援制度	
A 工事費	26万円×4,000㎡	1,040,000千円	26万円×4,000㎡	1,040,000千円
B (国庫補助対象)	230,800円(①)×4,000㎡×66%	(≒609,000千円)	26万円(①)×4,000㎡×66%	(686,400千円)
C 交付金	50,776円(④)×4,000㎡	≒203,000千円	85,800円(④※)×4,000㎡ ※補助率1/2で算定	343,200千円
D (地方債借入)	(B-C)×90%	(365,400千円)	(B-C)×90%	(308,880千円)
E 交付税算入(通常)	D×75/90×70%	213,150千円	D×75/90×70%	180,180千円
F 交付税算入(財源対策)	D×15/90×50%	30,450千円	D×15/90×50%	25,740千円
市の実質負担分	A-(C+E+F)	593,400千円	A-(C+E+F)	490,880千円

4,000㎡の長寿命化改良工事を行った場合、本市の実質負担額は約6億円と、財政負担が非常に大きい。建築単価と交付金算定割合の引き上げが行われることで、約1億円の負担の軽減を図ることができる。

【提案項目】

17 少人数学級に向けた環境整備等について

【提案要旨】 少人数学級に向けた教室増等の施設・設備の整備及び教職員採用の拡充

■提案事項

- 少人数学級に向けた教室増等の施設・設備の整備を計画的に行うこと
- 少人数学級に向けた教員増に伴う正規教職員を確保すること

保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、教育現場ではますます困難な状況が表れており、教職員の児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな対応が求められている。また、コロナ禍の中、「三密」回避に向けた取組みも合わせて求められている。

少人数学級を実現するためには、施設・設備の整備に伴う財政的支援及び教職員の人材確保が必要である。

【提案先：文部科学省・広島県】

東広島市の現状と課題・取組状況

17 少人数学級に向けた環境整備等について

○本市における施設・設備の整備の見込み

35人学級の場合の不足教室数 (令和3年度調査)		
校 種	不足教室校	不足教室数
小学校	4校(32校中)	5学級
中学校	1校(15校中)	1学級

増設する施設・設備を整備するための予算が課題である。

○本市における学級数の増加見込み

国は、小学校の学級編成の標準を現行の40人(第1学年は35人)から段階的に35人に引き下げる意向である。県においては、小学校第3学年まで35人学級が措置され、本市もその枠組みの中にある。

現行制度での通常の学級数 (R4.4.6)		➡	35人学級の場合	
小学校(32校)	391学級		小学校(32校)	406学級
中学校(15校)	144学級		中学校(15校)	158学級
				15学級増
				14学級増

学級数増加に伴い、増員となる教職員の確保が課題である。

【提案要旨】生涯学習施設長寿命化に対する財政支援の拡充

■提案事項

○ 長寿命化改良の推進に向けた財政支援の充実改善を図ること

生涯学習関連施設の長寿命化においては、現行法への適合や環境への配慮が求められることから、更新にかかる費用が増大化している。

生涯学習環境における地域間格差を抑制していくためには、既存施設の機能維持が必要であり、新たな補助制度の創設や、交付税措置率の引き上げ、交付対象の拡大など、財政支援の拡充が必要である。

【提案先：文部科学省】

東広島市の現状と課題・取組状況

18 生涯学習施設の長寿命化に対する財政支援の拡充について

【現状】

《市内主要8施設の長寿命化計画における20年間の事業費見込》

内容	20年間の見込	国の財政支援	市の実質負担
大規模改修 長寿命化改良 (躯体、空調・消防設備等)	13.9億円	交付税措置30%=3.8億円	10.1億円
部位修繕 特殊設備修繕 (舞台設備等)	25.9億円	なし	25.9億円
計	39.8億円	3.8億円	36.0億円

- 耐震基準やバリアフリー化などの現行法への適合や、省エネ対策等により、施設や設備の更新に係る経費は増加傾向にある。
- 生涯学習環境の地域間格差を抑制していくためには、施設の統廃合や他施設との合築等を伴わない、既存施設の機能維持が必要であり、現行の支援制度では、施設の長寿命化に伴う財政負担が多額となる。

【課題】

- 公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置等があるものの、財政力指数の補正により、本市の財政負担は非常に大きく、計画の実施に支障をきたすことから、新たな補助制度の創設や交付税措置率の引き上げが必要。
- 長寿命化のための改良については交付対象となっているが、部位修繕等の機能回復のための修繕については、原則、交付対象外となっており、計画に含まれるものについては、全て交付税措置の対象とするなど、交付対象の拡大が必要。